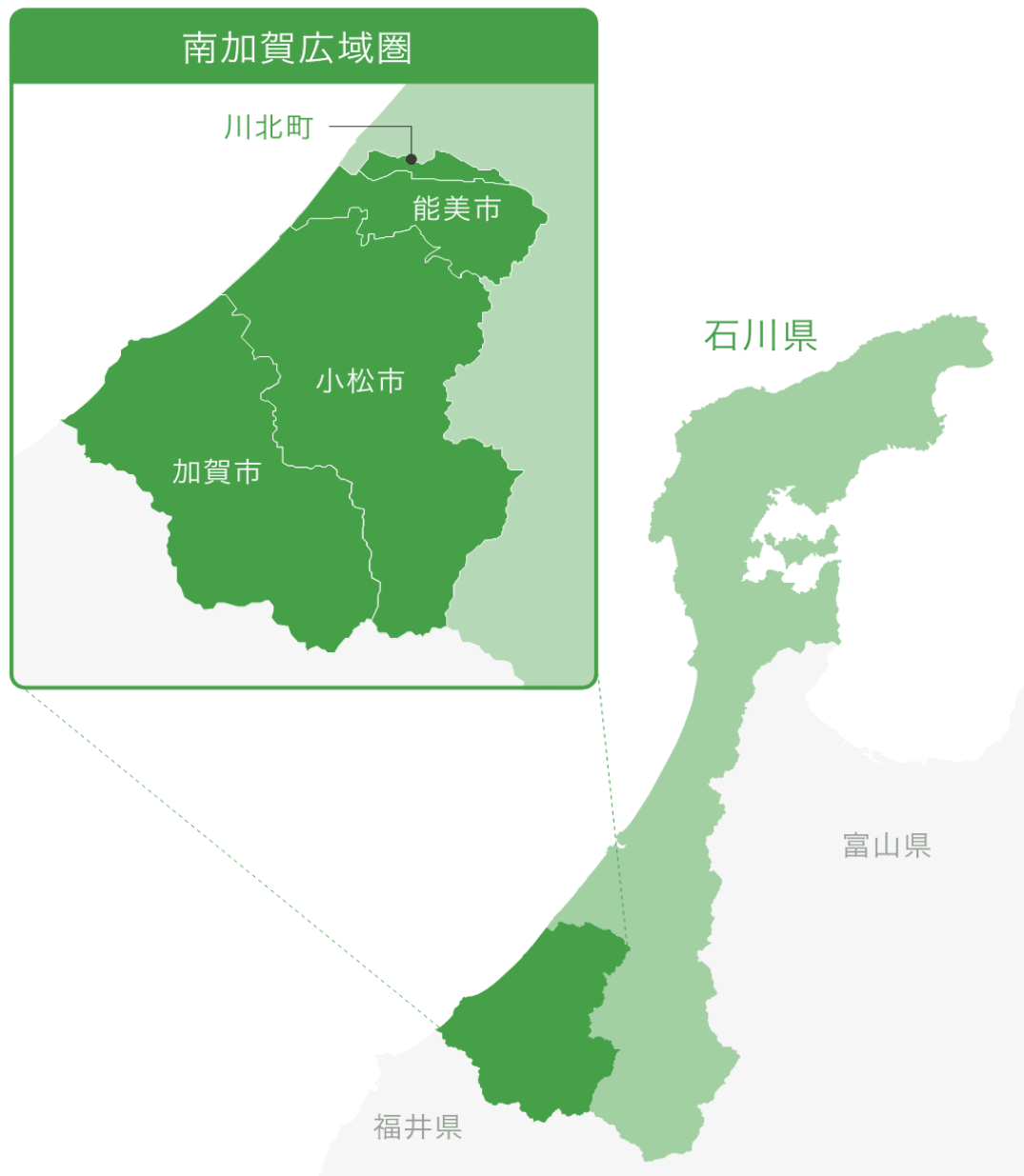


令和 6 年 4 月採用

南加賀広域圏事務組合

令和 5 年度職員採用候補者試験要項



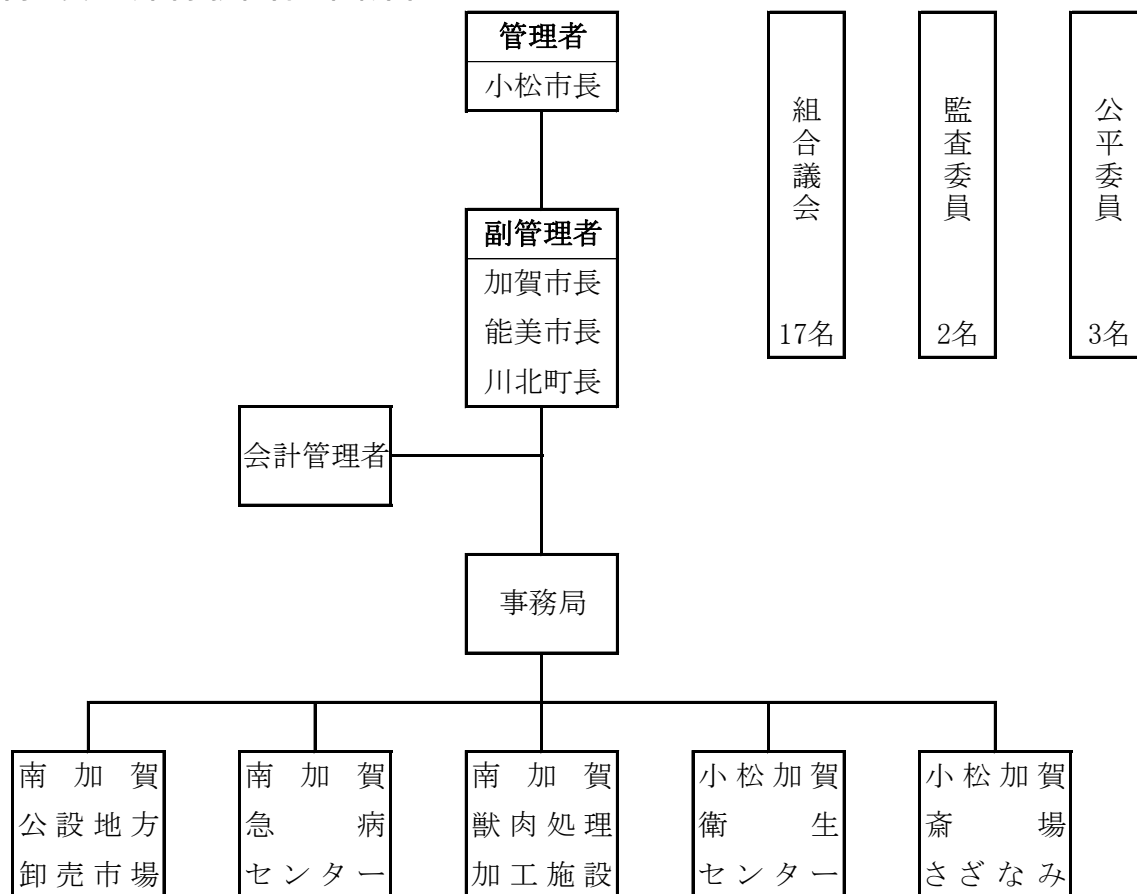
— 南加賀広域圏事務組合 —

◆ 組合の概要

南加賀広域圏事務組合は、地方自治法第1条の3第3号に規定される「特別地方公共団体」で、小松市、加賀市、能美市、川北町の3市1町が行政サービスの一部を共同で行うことを目的に地方自治法第284条第2項の規定により設立された行政機関です。

南加賀広域圏事務組合職員の身分は、地方公務員法で定める公務員となります。

◆ 南加賀広域圏事務組合 組織図



・職員の状況(令和5年4月1日現在)

組合職員	7名(うち小松市へ派遣1名 再任用1名)
小松市からの派遣	4名
会計年度任用職員	12名

【所在地】

南加賀広域圏事務組合 (事務局)	小松市小馬出町91番地 <u>小松市本江町ホ1番地</u>)
南加賀公設地方卸売市場	小松市本江町ホ1番地
南加賀急病センター	小松市向本折町ホ60番地 小松市民病院南館1階
南加賀獣肉処理加工施設	小松市江指町甲96番地1
小松加賀衛生センター	小松市浜佐美町ヲ15番地
小松加賀斎場さざなみ	小松市日末町メ16番地1

1. 試験職種、採用予定人数及び受験資格

試験職種	採用予定人数	資格要件
一般事務職 A (大学・短大等卒)	1名程度	大学卒業程度の学力の方で、 平成6年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方
一般事務職 B (職務経験者)	1名程度	大学卒業程度の学力の方で、 職務経験(※1)が通算5年以上ある方で、 平成元年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方

※ 職務経験年数の基準日は、採用候補者試験の申込日時点です。

※1 「職務経験」とは、会社員や公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を6ヶ月以上継続して就業していた期間のことをいいます。

職種は問いません。ただし、同一事業所において連続2年間以上の職務経験が必要です。

※ 休業等(傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等)で実際に業務に従事しなかった期間が1ヶ月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。

※ 職務経験が複数の場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか的一方のみの職歴に限りします。

●欠格条項

・次のいずれかに該当する方は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない方

イ 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する方

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

(イ) 南加賀広域圏事務組合職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2. 試験期日及び試験会場

(1) 第1次試験

令和5年9月17日(日) 午前8時30分から

会場:小松市立高等学校 小松市八幡1番地

(2) 第2次試験

令和5年10月中旬の予定ですが、詳細は、第1次試験合格通知書に合わせて通知します。

会場:南加賀公設地方卸売市場(予定) 小松市本江町ホ1番地

3. 受付期間

令和5年8月1日(火)午前9時から令和5年8月25日(金)午後5時まで

提出先:南加賀広域圏事務組合事務局 (小松市本江町ホ1番地)

4. 受験手続

- ・申込方法は、紙(媒体)での受付になります。
- ・南加賀広域圏事務組合ホームページにアクセスし、「職員採用候補者試験申込書」を印刷してください。必要事項を記入し、顔写真を添付し、南加賀広域圏事務組合事務局に郵送又は持参にて提出してください。
- ・南加賀広域圏事務組合事務局にも、「職員採用候補者試験申込書」は置いてあります。

5. 試験等の方法

● 一般事務職A及びB

(1) 第1次試験

ア SPI3

・能力検査(大学卒程度)・性格検査(択一式)

試験職種	試験時間	配点
一般事務職 A及びB	110分	100点

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、次により行います。

口述試験

主として人物について、面接により試験を行います。

(3) 受験資格等の調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

6. 試験結果の通知

- (1) 第1次試験の結果は、令和5年10月上旬(予定)に本人あて文書で通知します。
- (2) 第2次試験の結果は、令和5年10月下旬(予定)に本人あて文書で通知します。

7. 合格から採用まで

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、令和6年4月1日以降に採用されます。
- (2) この採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間です。

◆ 給与及び待遇について

(1) 初任給

令和5年4月1日現在においては、次の表のとおりです。

なお、初任給は経歴その他に応じて増額されます。

職種	給料月額
一般事務職(大学・短大等卒)	(大卒) 185,200円 (短大・高専卒) 167,100円

(2) 昇給

勤務成績が良好な方は、原則として年1回昇給します。

(3) 諸手当

期末手当, 勤勉手当, 扶養手当, 通勤手当, 時間外勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(4) 休暇

年次有給休暇(年間20日, 採用1年目は15日)のほか, 夏季休暇, 結婚休暇などの特別休暇があります。

(5) 福利厚生制度

採用と同時に石川県市町村職員共済組合の組合員となり, 医療給付その他の各種給付等が受けられます。

(6) 退職手当

退職の際には, 勤続年数に応じて退職手当が支給されます。

◆ 勤務場所, 勤務時間等

(1) 勤務場所

南加賀広域圏事務組合(小松市本江町), 小松加賀衛生センター(小松市浜佐美町)

※配属先によって, 異なります。

(2) 勤務時間

8時30分～17時15分(休憩時間12時～13時)

※勤務場所によって, 異なります。

(3) 休日

原則, 土曜日, 日曜日, 祝日, 年末年始

※勤務場所によって, シフト制による休日勤務があります。

◆ 南加賀広域圏事務組合の詳しい事業内容等はホームページをご覧ください

URL:<https://minamikaga.or.jp>

◆ 問い合わせ先

〒923-0841 石川県小松市本江町ホ1番地

南加賀広域圏事務組合 事務局

TEL 0761-24-5353

